

その他の土木工事業における切れ・こすれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	16~17	チェーンソーで切っていた木を収集しようと思い、のり面を降りていたら、そこに竹（親指くらいの大きさ）があり、その竹が足の裏に刺さった。	32	1~9
1	8~9	当社作業場に於いて、ディスクグラインダーの点検中、電源の入っている状態だったため誤って刃に当たり、左手第2指を創傷した。	58	1~9
1	5~6	小さめの木材を切断中、切りにくいため丸のこ本体を逆に持ち、上部より切っていたところ、丸のこの刃が弾いて左手の手首に当たり裂傷した。	46	1~9
2	11~12	現場内資材置場にて鋼材（L=65×65×6、?=8.0）をディスクグラインダーで切断作業中、反対側から切断しようと鋼材の下をくぐろうとした際に、ディスクグラインダーの電源を切っていなかったため、刃が左手の親指、人差し指、中指、薬指、小指に接触し指を負傷した。（小指は軽傷、親指、人差し指、中指は骨に達しない切創、薬指は骨まで切断された切創である。）	69	~299
2	9~10	庭園管理工事を行っていた。剪定された枝を細くしていた。その際、手元確認を怠り、チェーンソーの刃が枝を持っていた左手に触れ、負傷した。（手袋装着あり）	33	—
2	16~17	当社作業場において、個人宅外構工事現場に用いるブロックをサンダーにてカット中手にはめていた手袋がサンダーと絡んでしまいその際右手親指下の手のひらの部分をサンダーの刃で切り負傷した。	43	—
2	10~11	地盤整備において樹木伐採をする際に、片手で樹木を押さえてチェーンソーを作動した。樹木からチェーンソーの刃が滑り左手人差し指を切った。	23	—
		山中の現場にて、倒木の枝払いをチェーンソーを使用し、作業している時に、		10

2	14~15	チェーンソーがキックバックし、左足に接触し、左下腿挫創、屈筋腱損傷を起こした。	58	~ 29
2	23~24	電線地中埋設工事現場で管路掘削中に地中障害物（鉄管）が確認されたため、掘削溝の中で電気グラインダーを使用し切断することになった。（このグラインダーは安全カバーの外されたものであった。）管を切断中、刃がかみ、回転方向に走り、左足首を切った。安全靴は着用していたが、ロータイプのものであった。	24	1~ 9
3	13~14	砂防維持修繕工事において、樹木や下枝の枝落とし等伐採作業中に、伐採した枝をチェーンソーで約90cm程度の長さに切っていたところ、突然刃の回転が止まり、再び回転した際にチェーンソーが被災者側に跳ね上がったため、慌てて左手で払いのけようとして左手の薬指がチェーンソーに触れて受傷した。	69	1~ 9
3	10~11	ポンプ室エリア内の防潮堤工事で、コンクリート床版上に、アンカー筋（D22mm、長さ7.050mm）を完通させるため、ケミカル2本を先行挿入し、回転攪拌した後、3本目挿入準備として、ハンマードリルをワンショット操作でアンカー筋を引き抜こうとした。その際、アンカー筋の回転が停止する前に被災者が両手で握ったため、装着していたゴム手袋が巻き込まれ、左手親指を負傷した。	24	1~ 9
3	11~12	分譲宅地内で植木の伐採作業中、切り倒した植木の枝を切るためチェーンソーをあてると、チェーンソーが跳ね返りを起こし、本人の左足の親指付近にチェーンソーが接触し足が切れた。	43	1~ 9
3	8~9	自社の倉庫で、被災者自らが溶接した鉄筋の加工物の修正作業をしているときに、電動グラインダーを使用していたが手元が狂い、その電動グラインダーの回転に跳ねられ、その刃先が被災者の足に接触した。通常装備された刃先の保護カバーは外された状態だった。	69	10 ~ 29
3	10~11	外構の工事をしていて、既存のパイプをサンダーで切断している時に、コンクリートに当たってサンダーが跳ね返って左手の甲を負傷した。	69	30 ~ 49
4	14~ 15	リフォーム工事中、植木の処分のため植栽の根を抜いて電動丸のこを使用していたとき、手を滑らせてしまい左手薬指・中指を負傷した。	55	10 ~ 29

4	11～ 12	工務店の作業場でクランプしめつけ中に、工具がはねて手を切った。	44	1～ 9
4	16～ 17	電気丸ノコで木材（栈木）を縦向き斜めに切断中に、丸ノコの刃が木材から後ろへ跳ね返り、木材をささえていた左手親指に接触し、第一関節あたりを切断した。	56	1～ 9
4	13～ 14	会社敷地内の倉庫でホースを切る作業をしているとき、カッターで誤って左太ももを切ってしまった。	24	10 ～ 29
5	11～ 12	雑木の伐採中に、切り手側の方に木が傾きかけてきたので被災者が押えていたところ、チェーンソーの刃が挟まって抜けなくなり、刃を抜く際に被災者が後方に待避を行ったあと、チェーンソーを抜く作業を行った時に反動でチェーンソーが後方まで大振りになり、左足太もも内側と右足脛にチェーンソーの刃が当たった。	36	10 ～ 29
5	9～ 10	工事現場内で敷地内の立木の枝の伐採作業中、落した枝をさらに短く切断しようと右手にチェーンソーを持って、左手で枝を押さえて枝を切ろうとした時に誤ってチェーンソーを左腕に当ててしまい、左手前腕部を削ってしまう。	63	10 ～ 29
5	8～9	作業中、高さ3m程の所から足を滑らせ、作業中の草刈機が足に接触し負傷する。	63	30 ～ 49
5	14～ 15	顧客先の緑地にてチェーンソーを使用し樹木伐採作業中に、勢い余ってチェーンソーと左腕が接触し負傷した。	40	1～ 9
5	11～ 12	角度30度位の法面でヒラドツツジの剪定作業をしていた時、法面で足を滑らせ、持っていたトリマーに右手が接触し負傷した。	43	1～ 9
6	10～ 11	制限区域内での草刈作業中に、業務処理責任者が、刈払機で作業していた作業員の左側後方から、合図をせず近づいてしまい、作業員は気付かずに左側を向いた際、業務処理責任者の右側膝部分に刈払機の刃が接触し、被災した。	56	50 ～ 99
6	13～	竹林をチェーンソーで切り、ミニユンボで歩経路を作る作業を行っていた。 チェーンソーで竹を切っている作業中、被災者は竹が倒れる方向を一定にするため、竹に手を添えて押さえる作業に従事していた。足元がフラットではなく傾斜	62	1～

	14	地となっており、被災者はバランスを崩して足を滑らせ、チェーンソーの方向に倒れてしまい、右脇の下、右腕内側を負傷した。		9
6	14~ 15	個人の山を造成工事中、伐採作業を行っていた際にチェーンソーが跳ね返り、左膝に当たり挫創した。	64	10 ~ 29
6	11~ 12	当社施工現場付近の路上で、街路樹の剪定作業中に、チェーンソーを使って伐採した枝を切断していたところ、誤って左手小指から手首にかけて負傷した。	73	1~ 9
6	11~ 12	自社、資材置き場にて伐採作業中、刈払機の操作を誤ってしまい左足を負傷した。	24	1~ 9
7	14~15	庭の手入作業中に、電動バリカンで植木の刈込み作業中に、誤って左手、人差指の先を、切ってしまった。	66	1~ 9
7	15~16	外構工事自社元請現場内において、左手でフェンスを抑えながら右手でベビーサンダーを持ち作業中に、機械の反動で誤って上肢左前腕中央部を切ってしまった。 機械：長さ26cm×幅11cm×高さ10cm重さ1.6kg	61	1~ 9
7	10~11	当社置き場において、ダンプに積んである二次製品（側溝蓋、縁石等）をバックホウに吊って荷下ろしをしていた際、手元を置いて地面に下ろしたところ、誤って指を下敷きにしてしまい、自力で引き抜いたところ、右手中指先端の皮と肉がめくれ出血した。	57	30 ~ 49
7	0~1	トンネル剥落防止の金鋼固定用アンカーボルトを打ち込み後、余分な先端部分をベビーサンダーで切断作業中、右手首をサンダーの切断刃にて受傷した。	47	1~ 9
7	16~17	本社、作業場において、作業場の整理をする中、ベニヤを選別し、使用可能なベニヤにするために加工（切り落とし等）している時、誤って昇降機（のこぎり）で親指を負傷した。	59	10 ~ 29
7	8~9	樹木剪定作業中、チェーンソーを左手で持ち、右手で枝を持って切断し、それを背面方向に振り向き地面に落とし、その後正面に振り向き直した際、右手親指付け根にチェーンソーの刃が接触し負傷した。	54	10 ~ 29
		路肩の草刈り作業中に草刈り機に絡まった残葉を取り除こうとしてバランスを崩し		1~

7	13~14	草刈りの刃に手が触れた。	42	9
7	10~11	深さ25mの立坑内にある人孔築造工事の現場にて2人で測量中、被災者も測量作業のために梯子を降り現場に向かっていた。約10m地点の4段目踊り場にて、安全帯から安全ブロックを取り外す際にめまいを起こし、安全ブロックのワイヤーが首に巻き付き擦れるように外れた。	40	10 ~ 29
7	14~15	民間による剪定工事現場で脚立の3段目に上がってトリマによる刈り込み作業中、降りる時に足を踏み外し、機械と指が接触して負傷した。	23	1~ 9
7	9~ 10	工場現場で、天井にアンカー作業をした後、機械を両手で持って脚立から降りる際、誤って脚立から転落してしまい、肋骨骨折と内臓出血の怪我を負った。	46	1~ 9
7	16~ 17	被災者は、公園内で同僚と共に除草作業および倒木の枝切り作業を行っていた。枝切り作業を行うときに、小型チェーンソーを右手で操作し、左手で枝を握って切り落としていたところ、チェーンソーがはね返り、左手の親指と中指部分を負傷した。	49	10 ~ 29
7	8~9	チェーンソーを使用して伐倒木の造材作業を行っていたとき、チェーンソーの刃が反発し、被災者の大腿部に当たった。	55	1~ 9
7	10~ 11	客宅に小型合併浄化槽を埋設するにあたり、庭木を撤去をするために伐採していたところ、誤って手が滑り、左足太ももから膝にかけての間を手鋸で切傷した。	20	1~ 9
7	13~ 14	昼休憩後、チェーンソーの刃を整備・動作確認中に、エンジンの調子を見るためにエンジンをかけたところで横を通りかかった被災者がふと覗き込んだ。その際、被災者の胸ポケットから計算機が落ち、咄嗟に拾おうとした被災者の手がチェーンソーの刃に触れて左親指を切った。	35	1~ 9
9	7~8	運転草刈機のエンジンをかけたままで回送してしまい、間違って足の親指をいれてしまい切ってしまった。	46	1~ 9
9	11~ 12	多数の松の切株が点在している公園の草刈作業中、前方で作業をしていた従業員が切株を避けようとして方向転換しようとしたところ、後方から追いついてきた従業員の草刈機に右足がぶつかり転倒した。	70	1~ 9
		樹木の手入れ作業中、約2m位の高さでカイズカイクキをトリマーを使用して刈り		

9	13～ 14	込み中に足場の梯子がずれてしまい、トリマーを両手から離してしまった。近くにいた作業員に当たると思い思わず左手で掴んでしまい、小指から手の平、親指の腹までを裂傷したものである。	37	30 ～ 49
9	16～ 17	密集した竹林の伐採作業中、一人が竹を刈り払い、地方が切り払われた竹を倒して搬出していたところ、刈込機の歯（チップソー）が地面に触れた途端、歯の回転によって左で搬出作業をしている従業員の左足に接触したものである。	47	1～ 9
10	11～ 12	駐車場において、小型チェーンソーを使って剪定した枝の小切り作業を行っていた。枝を切り終え、右手に持っていた小型チェーンソーを引き上げようと動かしたところ、枝を押さえていた左掌に誤って触れてしまい、左掌親指の付根に14針縫う切傷を負った。	44	1～ 9
10	15～ 16	資材置場で工事の廃材・資材の仮置き場とするための場内整備の草刈りで手鎌で雑草の刈り取り・集草作業中に刈払機の作業員と接近し刈払機のチップが左足下肢に接触し切創（裂創）したものである。	70	1～ 9
10	10～ 11	支障木伐採のため、チェーンソーで木を切っていたが木が完全に倒れなかったので、再度チェーンソーを木に当てたところ木が突然倒れチェーンソーに当たった。その反動でチェーンソーが左足の甲に当たり負傷した。	19	1～ 9
10	9～ 10	上のり面の樹木伐採作業を行っていた。その伐採作業において、伐採した枝がツルに絡まっており、落下する際に絡まっていたツルが作業員に向かって来たため、これを避けようとした際にチェーンソーの刃を誤って右腕に接触させ負傷したものの。	23	1～ 9
10	8～9	側溝の上にボイドを横に倒して置き1本切断しやすい様に少し出して高さ85cmの所でディスクグラインダーにて切断する時に左手でボイドを押えて片手（右手）でディスクグラインダーで切断した時に歯が左手の方へはねて左手指を負傷した。ボイドを切断する時の高さは腰高で無理な姿勢ではなかったがディスクグラインダーに保護カバーを取り付けていなかったために怪我の度合いが悪くなった。	63	1～ 9
10	9～ 10	枯換木伐採工事現場で高所作業車に乗り、チェーンソーで枝切り作業中、小枝を切る際チェーンソーの刃が他の枝に接触し、その反動ではね、自分の左腕を切り負傷した。	54	1～ 9

11	8~9	会社倉庫内で板を切断していた時に、テーブル丸鋸台で板を切り戻す際に、誤って手を出してしまったため、被災した。	68	10 ~ 29
11	14~ 15	土場片付け・整備作業で単管（縦向き2mを15cm切断）をグラインダーで切断中弾き単管を支えていた左手の平にグラインダーの刃が接触した。	36	1~ 9
11	11~ 12	作業場土場にて、パートナーカッターで直径150mmの水道管をカットする作業中、手元が滑り、反動で刃が顔面右側に直撃し、負傷したもの。	53	10 ~ 29
11	11~ 12	個人宅の外構工事現場において、ブロックアンカーに鉄筋を入れる作業中、法面で足を滑らせて前向きに倒れた時、アンカーにさしてあった鉄筋で首の左側を切創した。擦り傷で大したことなく放置していたが、腫れてきたため病院で受診した。	58	1~ 9
11	11~ 12	公園内で、草刈り作業中に、草刈り機械が誤って手から離れてしまい、草刈り機械の刃が、左手甲に当たり負傷した。	48	1~ 9
11	14~ 15	池の護岸改修工事において、護岸の裏面にある樹木を伐採後、右手でチェーンソーを持ち左手で樹木を持ち切断中に木に付いていたツルが機械に巻き付き、滑って左手の親指に接触して指を切った。	45	1~ 9
12	8~9	会社倉庫でパネル床板穴あけ作業を電動ドリルを使用して行っている最中にパネル床板に穴が開いた瞬間、手元が狂い、電動ドリルが暴走して左手小指の第二関節より先を損傷した。	59	1~ 9
12	10~11	駐車場の建設作業中、木材を切断中に誤って電気のこぎりの刃が左手人差し指に接触し、指をほぼ切断した。	32	1~ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html